

指定地域密着型サービスに関する認知症対応型共同生活介護

指定地域密着型サービスに関する介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホームこまくさ

重 要 事 項 説 明 書

利 用 契 約 書

作成日 令和 7 年 6 月 1 日

1、事業主体概要

事業主体名	医療法人こまくさ会
法人の種類	医療法人
代表者名	秋山 正史
所在地	岡山県玉野市宇野5丁目1番1号
資本金（出損金）	1,000万円
法人の理念	地域医療 住みなれた土地で、必要な医療が受けられ、安心した生活が送れるようにする。
他の介護保険関連の事業	居宅介護支援事業 訪問看護 訪問診療 認知症対応型共同生活介護（短期利用型）
他の介護保険以外の事業	外来業務 重度認知症患者デイケア 精神科デイケア

2、ホーム概要

ホーム名	グループホームこまくさ
ホームの目的	家庭的な雰囲気の中で、残存能力を活かした質の高い生活を送ることができるように支援する。
ホームの運営方針	共同生活を営む認知症の人に対し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。支援者に対し、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
ホームの責任者	町羽 学・井上 美佳
開設年月日	平成 13 年 5 月 13 日
保険事業者指定番号	3 3 7 0 4 0 0 5 4 5
所在地、電話・FAX 番号	岡山県玉野市宇野 2 丁目 1 9 番 1 8 号 (電話) 0 8 6 3 - 3 2 - 5 0 9 3 (FAX) 0 8 6 3 - 3 2 - 5 0 9 2
交通の便	J R 宇野駅よりバス約 5 分
敷地概要 (権利関係)	借地
建物概要 (権利関係)	構造：鉄筋コンクリート 1 階延床面積：3 1 9 . 4 2 m ² 単独型 2 階延床面積：3 1 9 . 4 2 m ² 近隣商業地域
居室の概要	1 階：1 人部屋 9 2 階：1 人部屋 9 一室あたりの居室面積 1 3 m ²
共用施設の概要	トイレ 居間 浴室 食堂 洗面所 台所 洗濯室
緊急対策方法	河口医院からの協力体制が可能。また、救急指定の玉野市民病院が徒歩数分の場所にあり、入院も可能 (1 9 9 床)。
防犯防災設備 避難設備等の概要	誘導灯,非常階段,エレベーター防火シャッター,消火器 火災受信機,自動火災報知機,火災通報装置,避難器具,スプリンクラー
損害賠償責任保険加入先	三井住友海上火災保険株式会社

3、職員体制（主たる職員）

変動あり。法定人数以上とする。常勤換算 12 人以上（常勤・非常勤を含む）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	2 人		2 人			介護支援専門員 介護福祉士	認知症介護実践者研修・管理者研修受講 認知症介護リーダー研修受講
計画作成担当者	2 人		2 人			介護支援専門員 介護福祉士	認知症介護実践者研修・認知症介護リーダー研修受講
介護従事者	<u>14 人</u>	<u>8 人</u>	4 人	<u>2 人</u>		介護福祉士・2 級ヘルパー・精神保健福祉士・調理師・社会福祉主事・介護支援専門員・看護師・准看護師	認知症介護実践者研修・認知症介護リーダー研修受講

4、勤務体制

昼間の体制	各ユニット 2～4 人（うち早出 7:30～16:30、1 人。遅出 13:00～22:00、1 人）
夜間の体制	各ユニット 1 人 宿直・夜勤の別：夜勤

5、利用状況（令和 6 年 6 月 1 日現在）修正

利用数	1 ユニット当たり定員 9 人、（ユニット数：2 ユニット）総定員 18 人
要介護度別	要介護度 1： 2 人、要介護度 2： 5 人、要介護度 3： 5 人 要介護度 4： 3 人、要介護度 5： 3 人、

6、入退居および短期利用にあたっての留意事項

＜入居にあたっての条件＞

- ① 要支援２・要介護１以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れがないこと
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑤ 事業者の運営方針に賛同できること
- ⑥ 医師の診断書により認知症の状態であること

＜退去にあたっての条件＞

- ① 正当な理由なく利用料その他 自己の支払うべき費用を３ヶ月分滞納したとき
- ② 伝染性疾患により、他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認めかつ退去が必要な時
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止できないと判断したとき
- ④ 要介護の認定更新において利用者が自立もしくは要支援１と認定されたとき
- ⑤ 利用者及び利用者代理人が故意に契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき
- ⑥ 利用者が身体または精神上の病変がおこり、当事業所において他入居者との共同生活が困難になった場合や入院治療を要する場合、医療行為が必要となった場合（居宅介護支援事業所またはその保健機関もしくは保健サービス機関と連携して、利用者及び利用者代理人に対して、円滑な退去のために必要な援助を行います。）
- ⑦ 利用者の退去までに利用者の生活に要した費用等の実費は利用者および利用者代理人の負担とします。

7、利用にあたっての留意事項

- ・ 面会時間、回数については、原則として自由とする。
- ・ 外泊については、原則として家族同意・同居の場合自由とする。
- ・ 外出については、原則として家族同伴の場合自由とする。
- ・ 所持品については、家具、思い出の品、食器等を持ち込む。（短期利用の方は希望に応じる。）
- ・ ペットは、他利用者の同意が得られること。
- ・ 喫煙は禁止する。
- ・ 火や危険物の管理については職員に一任する。
- ・ 医療機関の通院に関しては、緊急時原則グループホーム対応とするが、定期的な受診及び長時間による検査等の場合はご家族の対応をお願いすることもある。またご家族のご希望により、ご家族等が行うことを妨げるものではない。公共交通機関等を利用した場合の交通費等は、説明と同意を得たうえで、実費を徴収する。
- ・ 訪問診察等（精神科在宅診療・訪問歯科）による診察がある。希望に応じる。
- ・ 重度化及びターミナル期においては、利用者・利用者家族と話し合い、意思確認をした上で同意書をお互いに交わす物とする。状態や状況に合わせ、話し合いの場をもつ。
- ・ 自動車及び公共交通機関を使用しての職員同伴の外出に同意する。
- ・ 貴重品、現金の取り扱い、保管については事業所に一任する。また、自己管理の方は事業所の責任を免れる。
- ・ 欠食、外出、外泊及び訪問者の食事については、前日までに連絡する。
- ・ 長期外泊、入院については、家賃・管理費は月額請求する。ただし、短期利用をしているときを除くが荷物保管費を請求する。（別紙）
- ・ 特別衣類、布団等はクリーニング等の利用とする。布団の汚染や消毒が必要な場合は、請求をする。
- ・ グループホーム内での他利用者に対し宗教・政治活動を禁止する。
- ・ 居室に造作・模様替えするときは、利用者または利用者代理人は事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければならない。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原形状態回復費用は利用者及び利用者代理人の負担とする。
- ・ 利用者及び利用者代理人は、事業者の承諾なく居室の鍵を替えたり、付け加えたりすることはできない。合いカギを作成する場合は、事業者に許可を得る。鍵を紛失した場合は、保証金を受ける。
- ・ 利用者及び利用者代理人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはならない。
- ・ 家賃、管理費について中途入退居は日割り計算とする。
- ・ 家賃は前払いとする。
- ・ 長期外泊・入院時は、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）の居室利用とする。

- ・ 利用者の故意または重過失により、居室及び備品につき通常の保安・管理の限度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人の負担とする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の状況において、面会・外出・外泊を制限・変更する場合がある。

8、サービスおよび利用料等

保険給付サービス*	食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、生活指導、相談、援助等。金銭管理の指導。上記については包括的に提供され、下記の表による要支援・要介護度別に定めて定められた金額（省令により変動有り）が自己負担となります。初期加算、医療連携体制加算等、下記の加算あります。
保険対象外サービス	別紙のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。
居室の提供（家賃）	55,000円／月 入居料 195,000円
食事の提供	朝食：200円、昼食：300円、夕食：400円、おやつ：200円
個人消耗品の費用	別紙の個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。
管理費	20,000円／月

- ・ 入居料は、退居時に居室及び備品の補修等の費用を差し引いた金額の返還になる。
- ・ 個人日用品の徴収が必要な場合は、利用者及び利用者代理人に説明し同意を得たものに限り徴収させて頂く。ただし、消耗品で継続して購入の場合は、契約時に同意を得たものとする。家族が購入持参をしても差し支えない。
- ・ 外出時における外食、おやつ等個別に食べた時は、個別請求になります。外食時許可は、説明書をもって同意を得たものとする。個人専用のおやつは、ご家族購入及び許可を得て立替購入する。
- ・ 介護保険一部負担金は各利用者の負担割合証に記載されている負担割合とする。

基本料金 指定認知症対応型共同介護一部負担金 1日あたりの自己負担分 1割

要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
749円	753円	788円	812円	828円	845円

初期加算 30円（入居した日から30日間） 医療連携体制加算（Ⅰ） 47円
 医療連携体制加算（Ⅱ） 5円 協力医療機関連携加算 100円/月
 若年性認知症利用者受入加算 120円 認知症チームケア推進加算（Ⅰ） 150円/月
 看取り介護加算 72円（死亡日以前31日以上45日以下）
 144円（死亡日以前4～30日）
 680円（死亡日前日及び前々日）
 1,280円（死亡日）
 夜間支援体制加算（Ⅱ） 25円 入退院支援加算 246円（1か月 6日）
 入院時の医療機関への情報提供（退去時情報提供加算） 250円/回
 サービス提供体制強化加算Ⅰ 22円 認知症専門ケア加算Ⅰ 3円

退居時相談援助加算 400円（1回限度）

栄養管理体制加算 30円／月 生活機能向上連携加算 200円／月

口腔栄養スクリーニング加算 20円／回 口腔衛生管理体制加算 30円／月

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数に18.6％を乗じた単位数を加算

基本料金 指定短期利用共同介護一部負担金 1日あたりの自己負担分

要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
777円	781円	817円	841円	858円	874円

認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間）200円

医療連携体制加算（Ⅰ）ロ 47円／日 医療連携体制加算Ⅱ 5円／日

サービス提供体制強化加算Ⅰ 22円／日

夜間支援体制加算（Ⅱ） 25円／日

若年性認知症利用者受入加算 120円

栄養管理体制加算 30円／月 生活機能向上連携加算 200円／月

口腔栄養スクリーニング加算 20円／回 口腔衛生管理体制加算 30円／月

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数に18.6％を乗じた単位数を加算

基本料金 指定認知症対応型共同介護一部負担金 1日あたりの自己負担分 2割

要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1,498円	1,506円	1,576円	1,624円	1,656円	1,690円

初期加算 60円（入居した日から30日間） 医療連携体制加算（Ⅰ）ロ 94円

医療連携体制加算（Ⅱ） 10円 協力医療機関連携加算 200円／月

若年性認知症利用者受入加算 240円 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）300円／月

看取り介護加算 144円（死亡日以前31日以上45日以下）

288円（死亡日以前4～30日）

1,360円（死亡日前日及び前々日）

2,560円（死亡日）

夜間支援体制加算（Ⅱ） 50円 入退院支援加算 492円（1か月 6日）

入院時の医療機関への情報提供（退居時情報提供加算）500円／回

サービス提供体制強化加算Ⅰ 44円 認知症専門ケア加算Ⅰ 6円

退居時相談援助加算 800円（1回限度）

栄養管理体制加算 60円／月 生活機能向上連携加算 400円／月

口腔栄養スクリーニング加算 40円／回 口腔衛生管理体制加算 60円／月

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数に18.6％を乗じた単位数を加算

基本料金 指定短期利用共同介護一部負担金 1日あたりの自己負担分 2割

要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1,554円	1,562円	1,634円	1,682円	1,716円	1,748円

認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間） 400円

医療連携体制加算（Ⅰ）ロ 94円/日 医療連携体制加算（Ⅱ） 10円/日

サービス提供体制強化加算Ⅰ 44円

若年性認知症利用者受入加算 240円

口腔栄養スクリーニング加算 40円/回 口腔衛生管理体制加算 60円/月

栄養管理体制加算 60円/月

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数に18.6%を乗じた単位数を加算

基本料金 指定認知症対応型共同介護一部負担金 1日あたりの自己負担分 3割

要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2,247円	2,259円	2,364円	2,436円	2,484円	2,535円

初期加算 90円（入居した日から30日間） 医療連携体制加算（Ⅰ）ロ 141円

医療連携体制加算Ⅱ 15円 協力医療機関連携加算 300円/月

若年性認知症利用者受入加算 360円 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）450円/月

看取り介護加算 216円（死亡日以前31日以上45日以下）

432円（死亡日以前4～30日）

2,040円（死亡日前日及び前々日）

3,840円（死亡日）

夜間支援体制加算（Ⅱ） 75円 入退院支援加算 738円（1か月 6日）

入院時の医療機関への情報提供（退居時情報提供加算）750円/回

サービス提供体制強化加算Ⅰ 66円 認知症ケア加算Ⅰ 9円

退居時相談援助加算 1200円（1回限度）

栄養管理体制加算 90円/月 口腔衛生管理体制加算 90円/月

口腔栄養スクリーニング 60円/回 生活機能向上連携加算 600円/月

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数に18.6%を乗じた単位数を加算

基本料金 指定短期利用共同介護一部負担金 1日あたりの自己負担分 3割

要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2,331円	2,343円	2,451円	2,523円	2,574円	2,622円

認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間） 600円

医療連携体制加算（Ⅰ）ロ 141円/日 医療連携体制加算（Ⅱ） 15円/日

サービス提供体制強化加算Ⅰ 66円

若年性認知症利用者受入加算 360円

口腔栄養スクリーニング 60円/回 口腔衛生管理体制加算 90円/月

栄養管理体制加算 90円/月

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数に18.6%を乗じた単位数を加算

＊ ＜認知症対応型共同生活介護計画の作成＞

- 1 事業者は、利用者の心身の状況、希望、ヒストリー及びその置かれている環境を踏まえて、『その人らしく生き活きと「今、ここで」を大切に尊厳を持って生きる』ため、利用者及び利用者代理人と介護従事者との協議のうえ、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成します。変更した時は利用者及び利用者代理人に内容を説明します。
- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
- 3 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることが出来ます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がない時及び利用者又は利用者代理人の不利益になる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 介護計画の作成にあたり、1名は介護支援専門員をあて、1ユニットの計画作成担当者を監督します。

9、ご利用料金の支払方法

毎月の利用料等（家賃は次月分）は、翌月 15 日頃までに清算し、請求書を送付いたします。請求書には、介護保険給付対象と対象外に分けた明細とします。

支払いは、当月 25 日までにお振込みをお願い致します。

短期利用の方は、利用後に清算請求いたします。

10、利用者又は利用者代理人の権利

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活暦を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けること
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を得ること

- ⑧ 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること

1 1、利用者及び利用者代理人の義務

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者を提供すること
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③ 特段の事情がない限り、利用者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと
ただし、利用者または利用者代理人が、介護や医療に関する事業者又はその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こる全てについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません
- ④ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者の立ち入り調査について利用者及び利用者代理人は協力すること

1 2、協力医療機関

協力医療機関名	医療法人福寿会 藤戸クリニック
診療科目	内科・精神科

協力医療機関名	医療法人こまくさ会 河口医院
診療科目	心療内科・精神科

協力医療機関	地方独立行政法人 玉野医療センター 玉野市民病院
診療科目、ベッド数等	内科、外科、整形外科、泌尿器科、

協力医療機関	谷 歯科医院
診療科目	歯科

1 3、事故（発生の防止及び）発生時の対応・緊急時等における対応方法

介護職員等は、共同生活介護を実施中に、利用者に心身の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに、消防署もしくは適切な医療機関や主治医と連絡をとり、救急医療あるいは緊急入院が受けられるようにします。また、管理者、母体施設に報告し、医師、看護師等の指示に従って万全の措置を講じます。（緊急マニュアルに基づく）

また、介護の提供により、事故が発生した場合は、玉野市・利用者家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

1 4、医療連携体制加算Ⅰ・Ⅱ及び看取りに関する指針

- ・看護師1名以上確保し24時間連絡可能な体制と利用者が重度化し、看取りの必要が生じた場合等における対応の指針を定めて、入居の際に利用者又は利用者家族等への説明・同意を行うなど健康管理・医療連携体制を強化します。
- ・ 重度化及びターミナル期においては、利用者・利用者の家族等と話し合い、意思確認をした上で同意書をお互い交わすものとする。状態や状況に合わせ、話し合いの場を持ちます。
- ・ 看護師による当グループホーム職員への指導により日常的な健康管理及び看護師の定期的な訪問をします。

●医療連携体制加算（Ⅰ）ロの算定要件

- ・ 事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置していること。
- ・ 事業所の職員として配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携体制を確保すること。

●医療連携体制加算Ⅱの算定要件

- ・ 算定日が属する月の前3月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が一人以上であること

（1）喀痰吸引を実施している状態。（2）経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態。（3）呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態。（4）中心静脈注射を実施している状態。（5）人工腎臓を実施している状態。（6）重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態。（7）人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態。（8）褥瘡に対する治療を実施している状態。（9）気管切開が行われている状態。（10）留置カテーテル使用している状態。（11）インスリン注射を実施している状態。

1 5、協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築する。

●協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

①利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行なう体制を常時確保していること。

②診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

●1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合の対応を確

認するとともに、当該医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行なった自治体に提出しなければならない。

●利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。

●協力医療機関連携加算の算定要件

・協力医療機関が次の要件を満たす場合

(1) 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行なう体制を常時確保していること。

(2) 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を確保していること。

・協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的を開催していること。

16、苦情相談機関

利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設け、解決に向けた調査を実施すると共に必要な改善措置を講ずるものとする。(苦情マニュアルに基づく)

ホーム苦情相談窓口	担当者氏名：井上美佳・町羽学
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機関名：グループホームこまくさ (電話) 0863-32-5093 (FAX) 0863-32-5092
受付時間	8:30～17:30 毎日(但し、緊急の場合は応じる)

公共相談窓口

玉野市長寿介護課	玉野市宇野1丁目27番1号 (電話) 0863-32-5537 (FAX) 0863-32-5526
受付時間	8:30～17:15 月～金曜日

岡山県国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町17-5 (電話) 086-223-8811 (FAX) 086-223-9109
受付時間	8:30～17:00 月～金曜日

岡山県運営適正化委員会	岡山市北区南方2丁目13番1号 きらめきプラザ内 (電話) 086-226-9400 (FAX) 086-226-9400 kujo@fukusiokayama.or.jp
受付時間	9:00～17:15 月～金曜日

17、感染症や防火・非常災害対策及び対応力強化

・消防計画及び風水害、地震等の防災・災害に対処する計画に基づき防火管理者を設置して防火・非常災害対策を行う。

- 1 防火管理者は事業所責任者を、火元責任者には事業所管理者を充てる。
- 2 火災危険防止のため自主的に点検を行う。

- 3 災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は管理者が立ち会う。
 - 4 非常災害用設備は常に有効に保つように努める。
 - 5 火災発生時や地震等の災害を最小限にとどめるため自営消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとする。消防団や自治体地域住民・医療機関・介護サービス事業所等との日常の連携を図り、緊急対応、協力体制を確保するように努め、火災等の際に消火・非難等に協力していただけるような体制作りをする。
 - 6 災害時要援護者の受け入れに配慮するように努力する。
 - 7 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を行い利用者を含めた総合訓練を消防法に基づき行う。
 - 8 関係期間との連携体制の確保を行う。
- ・ 感染症の発生及び蔓延に関する取り組み強化の徹底を行う。
 - 1 感染症対策委員会の開催を行う。
 - 2 指針の整備を行う。
 - 3 研修の実施及び訓練(シミュレーション)の実施を行う。(年2回以上)
 - ・ 高齢者施設等における感染症対応力の向上
高齢者施設等については、施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行なう医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行なうことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められる。
 - 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）
 - ・ 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を行なう体制を確保していること。
 - ・ 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届け出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
 - 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）
 - ・ 診療報酬における感染対策向上加算にかかる届け出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。
 - ・ 業務継続に向けた取り組み強化を行う。
感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制作りを構築する。
 - 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
 - 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する（年2回以上）。
 - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行な

う。

18、身体拘束の禁止

利用者または、他の利用者の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離・身体拘束・薬剤投与・その他の方法により利用者の行動を制限しないものとする。

- 1 やむなく制限する場合は、利用者に対し事前に行動の制限の根拠・内容・見込まれる期間について十分説明をする。事業者は事前、又は事後速やかに利用者の法定代理人、任意後見人、利用者代理人、利用者家族に説明すると共に内容を記録する。
- 2 緊急やむない場合かどうかの判断は、施設全体で検討する。
- 3 緊急やむなく身体拘束を行う場合にも、その解除を目標に常に観察、再検討を行う。

※身体拘束廃止未実施減算

○身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体拘束等の適正化のため対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。(年2回以上)

19、虐待防止のための措置

- 1 虐待防止に関する責任者を事業者責任者とする。また、それを補佐する者として、各ユニットの管理者とする。
- 2 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修を実施する。(年2回以上)
- 3 その他虐待防止のための必要な措置をとる。
- 4 虐待の防止のための指針を整備する。
- 5 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

20、守秘義務と個人情報の保護

- 1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者は出会った者に、業務上知り得た利用者、利用者家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべく旨を「従業者との雇用契約内容」とし、誓約書を交わす。
- 3 事業者は、利用者及び家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止する。

2 1、食事

事業者は食の安全・地場産品の消費拡大の視点から季節感のある食事の提供を行うと共に食材の地産地消に配慮するように努める。

2 2、情報提供

利用者が安心と尊厳をもってその人らしく生活するために、介護保険認定調査や医療等を受ける際などに情報提供を行います。

認知症理解と地域・行政に対する啓蒙活動の一環として『ゆったり我が家 こまくさ』の配布や研修での発表をします。また、新聞は、ご家族・事業所の運営に賛同して下さる方々にも配布しています。

新聞作成や研修のための写真・想い等の提供が必要となります。写真等の提供に対し、拒否する場合は予め書面をもって提示します。

2 3、運営推進会議の設置

1 事業所は、利用者や利用者の家族・地域の代表者等に対して、提供しているサービス内容を明らかにし、地域に開かれたサービスとすることを目的として「運営推進会議」を設置いたします。

2 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、事業所職員等とし、概ね2ヶ月に1度開催いたします。

2 4、初期加算

入居後、30日間は初期加算を算定します。

30日を超える病院及び診療所への入院後に事業所に再び入居した場合も同様とします。

2 5、若年性認知症利用者受入加算

利用者ごとに個別の担当者を定めます。

2 6、看取り介護加算

利用者及びそのご家族の意向を尊重し、看取りに関する理解の促進を図ります。

イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したもの

ロ 利用者又はその家族の同意を得て、利用者の介護に係る計画を作成されている事

ハ 医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ説明を行い、同意を得て介護を行う。

死亡日以前45日を上限として死亡月に加算します。請求は死亡後になります。

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内

容に沿った取り組みを行います。ご本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めます。

(要件基準)

＜施設＞

- ・看取り指針を定め、入居の際に、利用者等に対して内容を説明し、同意を得る。
- ・医師その他の職員の者による協議の上、看取りの実績を踏まえ、看取り指針の看取りを実施。
- ・看取りに関する職員研修の実施。

＜利用者＞

- ・医師等が共同した介護計画について説明を受け、その計画に同意したもの。
- ・看取り指針に基づき、介護計画等の活用による、説明を受け、同意した上で介護を受けているもの。

27、夜間支援体制加算

- ・事業所ごとに常勤換算方法で0.9人以上の夜勤職員を加配すること。
- ・見守り機器の利用者に対する導入割合：10%
- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

28、退居時相談援助加算

利用期間が1月を超える利用者が退居し、居宅において居宅サービス、地域密着型サービスを利用する場合、利用者や家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着サービス、その他保険医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、利用者の同意を得て退居の日から2週間以内に退居後の居住地を管轄する玉野市または地域包括支援センターに対し、利用者の介護状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に1回算定をします。

29、認知症専門ケア加算Ⅱ

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして玉野市に届け出し、専門的な認知症ケアを行った場合に加算します。

30、口腔衛生管理体制加算

事業所において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月に1回以上行っている場合に加算します。

31、サービス提供体制強化加算Ⅰ

厚生労働大臣が定める基準に適合し、玉野市に届け出をした上で、利用者に対し認知症共同生活介護を行った場合に算定します。

3 2、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

所定単位数に 18.6%を乗じた単位数を加算します。

3 5、成年後見制度の活用の支援

事業者は、利用者と適正な契約手続き等を行うために、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

3 6、口腔・栄養スクリーニング加算

事業所の従業者が利用開始時及び利用中 6 月ごとに口腔の健康状態について確認を行い、口腔の健康状態に関する情報を介護支援専門員に提供します。

事業所の従業者が利用開始時及び利用中 6 月ごとに栄養状態に関する情報を介護支援専門員に提供します。

3 7、栄養管理体制加算

管理栄養士が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を月 1 回以上行います。

3 8、生活機能向上連携加算

利用者に対して医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問し、計画作成担当者と利用者の身体の状態等を評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護計画を作成します。

3 9、利用者の入退院支援について

- ・入院後 3 か月以内に退院が見込まれる利用者について、退院後の再入居の受け入れ態勢を整えている場合には、1 月に 6 日を限度として一定単位の基本報酬を算定します。
- ・医療機関に 1 か月以上入院した場合、退院して再入居する場合も初期加算を算定します。

●退去時情報提供加算

- ・医療機関へ退所（入院）する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、1 回に限り算定する。

4 0、契約期間と契約終了

- ・契約日より退居まで 1 年ごとの自動更新とします。
- ・契約終了の場合は、利用者及び利用者代理人から書面による更新拒絶の申し出を、

30 日前までとします。

- ・利用者が死亡したときは契約終了とします。
- ・利用者が他の介護施設等への入所が決定しその施設での受入が可能となった時は契約終了とします。

4 1、損害賠償

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対し損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は、損害賠償を免除され、または賠償額を減免されることがあります。
- 2 事業者は、万が一の事故発生に備え損害賠償責任保険に加入しています。
- 3 利用者の故意又は重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要になった場合には、その費用は利用者及び利用者代理人の負担とします。

4 2、合意管轄

契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた時は、岡山地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び利用者代理人、事業所は予め合意します。

4 3、重要事項、契約に定めのない事項

定めない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他の法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

以上の重要事項説明及び契約の証として二通作成し、利用者及び利用者代理人、事業者は、記銘の上、各自その一通を保有します。

また、重要事項の説明を受けたことに同意、確認します。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

電話番号

生年月日 年 月 日

介護保険被保険者番号

利用者代理人

住所

氏名

利用者との関係

電話番号

身元引受人

住所

氏名

利用者との関係

電話番号

事業者

所在地 岡山県玉野市宇野2丁目19番18号

名称 指定認知症対応型共同生活介護

医療法人こまくさ会 河口医院 グループホーム こまくさ

代表者 秋 山 正 史

説明者

(別表1)

利 用 料 金 表

① 家賃及び入居料

家賃 月額 55,000円

家賃は前払いとする。

中途入、退居時 日割り請求とする。

長期外泊、入院時 月額請求とする。

ただし、短期利用時 短期利用者の負担とする。

長期外泊、入院中の荷物保管料を請求する。別紙

入居料 195,000円（退居時居室及び備品の修理費用
を差し引いた金額の返還）

② 管理費 月額 20,000円

長期外泊、入院時 月額請求とする。

ただし、短期利用時 短期利用者の負担とする。（日割り請求）

③ 食事代 朝食 200円

昼食 300円

夕食 400円

おやつ 200円

一日計 1,100円

④ おむつ代 別表2

⑤ 理美容代 実費

⑥ 電気器具使用代 1台 日額 50円（テレビ、冷蔵庫等）

冷暖房持ち込み料 あんか・電気毛布・扇風機 日額 50円

電気器具 携帯電話等の充電代 月額200円

電池 実費

⑦ その他個人で使用する日用品 実費

⑧ 写真代（希望者のみ） 1枚 45円

⑨ 写真アルバム 実費（持ち込みをされてもいいです）

(別表2)

① 荷物保管料

	1～7日	8～14日	15日～21日	22日以上
A 2畳	1,000	2,000	3,000	4,000
B 3畳	2,000	4,000	6,000	8,000
C 4畳	3,000	6,000	9,000	12,000
D 5畳	4,000	8,000	12,000	16,000
E 6畳以上	5,000	10,000	15,000	20,000

ただし、個人で保管する場合は必要としません。荷物の出し入れは、ご家族対応をしてください。(消費税別)

④ おむつ代

＊個人購入を除く（お持ち込み出来ます）購入価格によって変更します。

個人の状態に応じて下記以外の物を使用する事もあります。

商品名	サイズ	入数 (枚)	1枚単価	金額 (円)
リフレパット（レギュラー）		30	20	450
リフレパットワイド		30	30	700
ハイパープレミアム		30	60	1750
ハイパースタンダード		30	55	1500
<u>サラケアパッド パワフル</u>		30	35	900
両面吸収シート		36	25	800
<u>はくパンツスリムレギュラー</u>	S	22	70	1500
	M	20	75	1500
	L	18	80	1500
	LL	16	90	1500
<u>リフレ横漏れ防止</u>	M	30	100	2800
	L	26	110	2800
やわらかピッタリ（両面テープ）		30	25	700
<u>長時間安心プレミアム</u>		45	45	1900
<u>一晩中安心スキンコンディション</u>		39	65	2800

パット 下線の部分が金額変更。今後も変更の可能性はあります。ご了承下さい。